

2024年2月22日
プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の
向上による事故防止に関するセミナー

事業用自動車の飲酒運転の状況と その対策について

国土交通省 物流・自動車局
安全政策課 専門官
上田 享



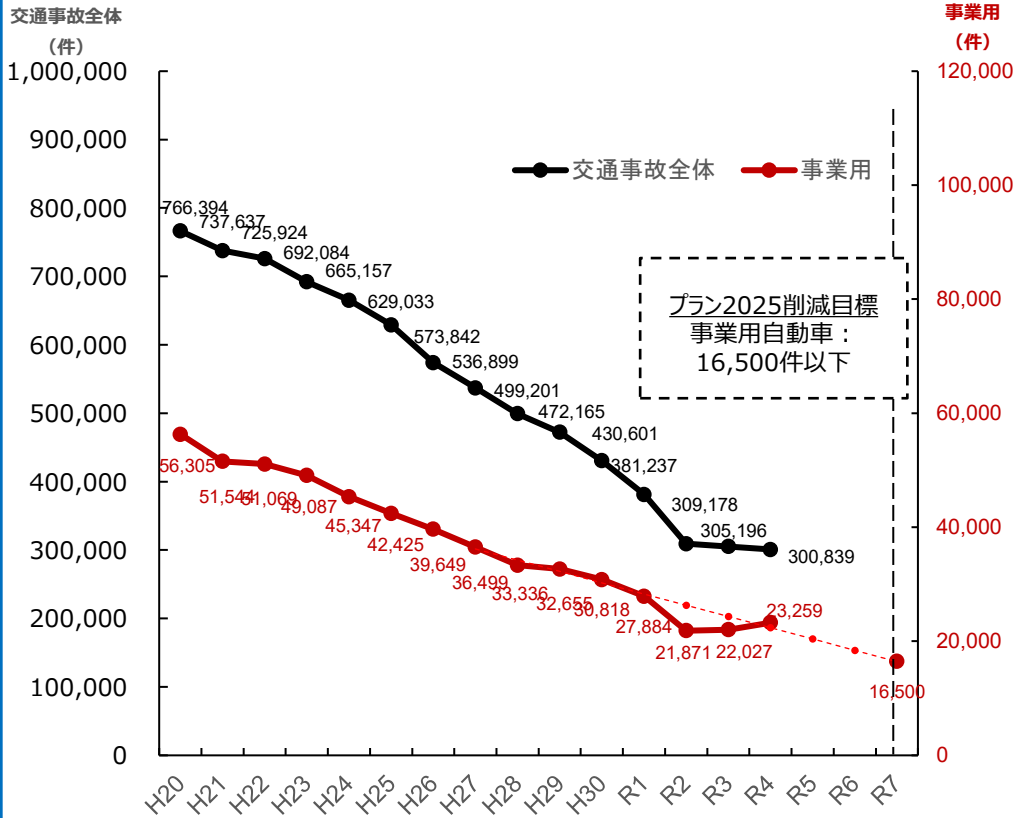
1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
2. 事業用自動車の飲酒運転の状況について
3. 事業用自動車総合安全プラン2025
4. 飲酒運転防止に対するこれまでの取組み
5. 飲酒運転防止に対するこれからの取組み
6. その他

事業用自動車による交通事故件数の推移

- 令和4年中に発生した交通事故全体の件数(人身事故件数)は300,839件、そのうち、事業用自動車の交通事故件数※は23,259件となり、過去約10年間で半減。
- 各モードの交通事故件数は、すべてのモードで減少傾向を示しているが、令和3年との比較では全モード増加。

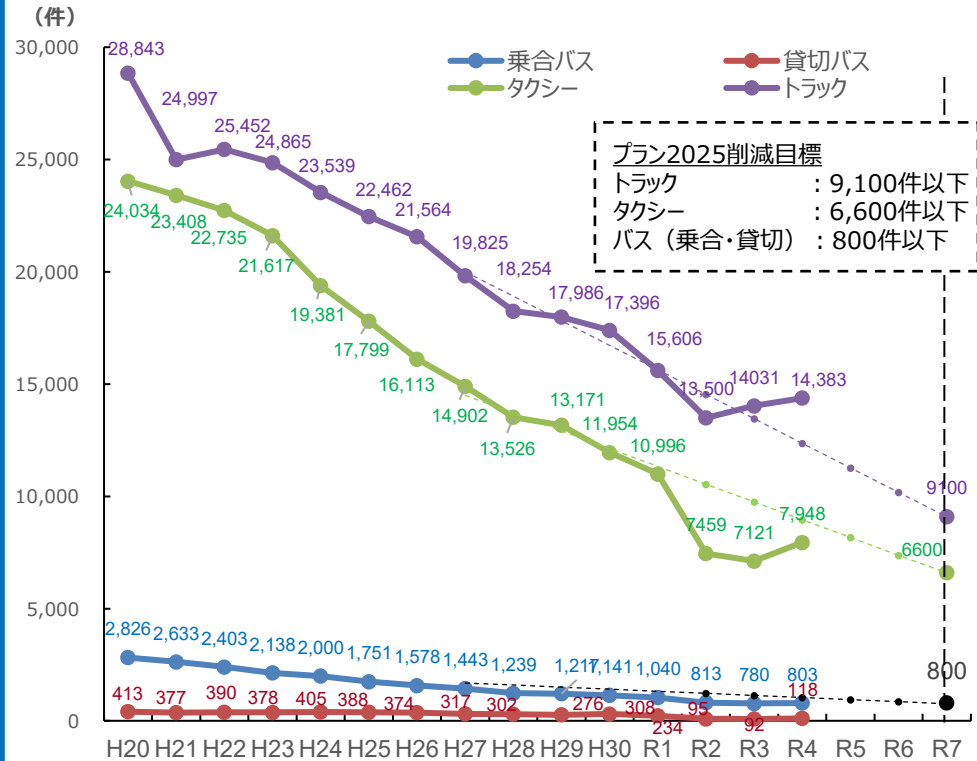
※ 事業用自動車が第一当事者である人身事故件数

交通事故全体と事業用自動車の交通事故の推移



出典：警察庁「令和4年中の交通事故の発生状況」
(公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

各モードの交通事故の推移

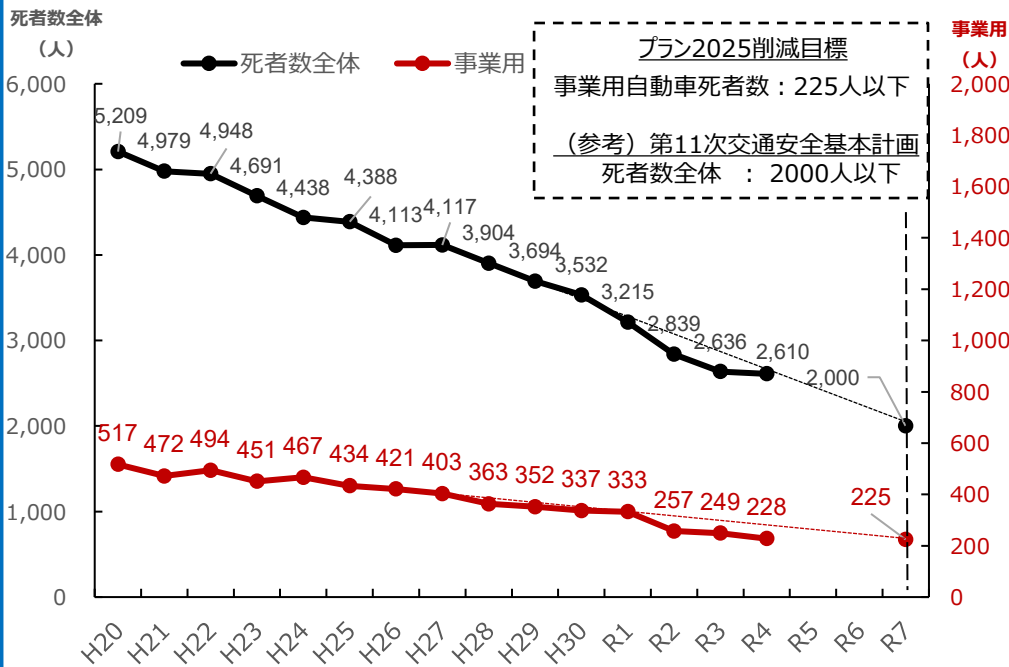


出典©公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

事業用自動車による交通事故死者数の推移

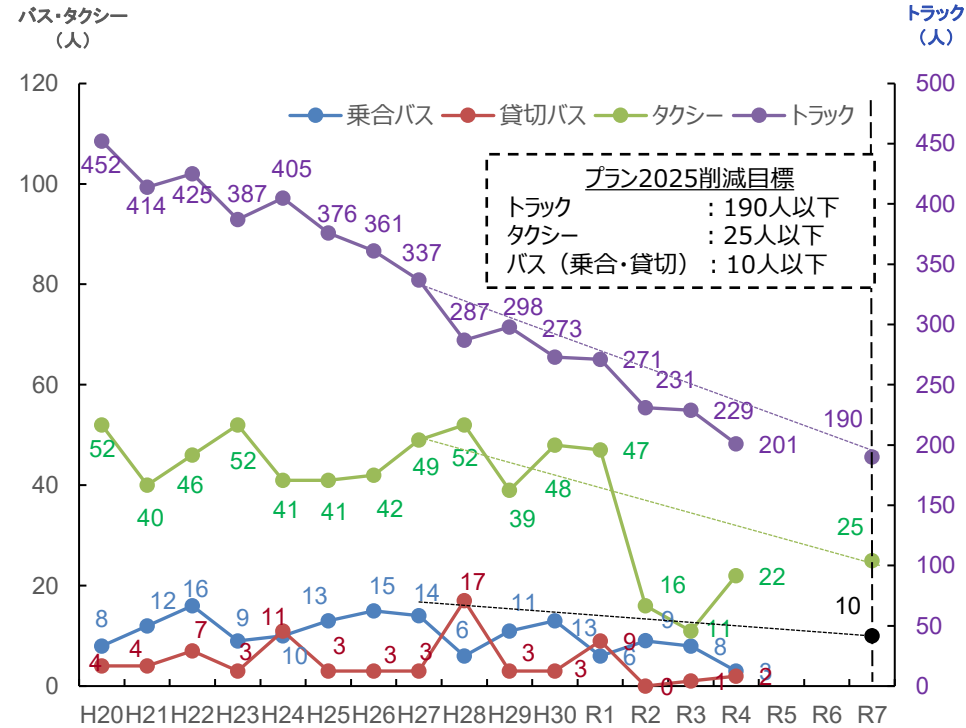
- 令和4年中に発生した交通事故全体の死者数は2,610人であり、そのうち、事業用自動車の交通事故死者数は228人(前年比21人減)であった。
- 令和4年の各モードの交通事故死者数は、タクシー・貸切バスは増加、トラック・乗合バスは前年より減少。

交通事故全体と事業用自動車の交通事故死者数の推移



出典：警察庁「令和4年中の交通事故の発生状況」
 (公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

各モードの交通事故死者数の推移



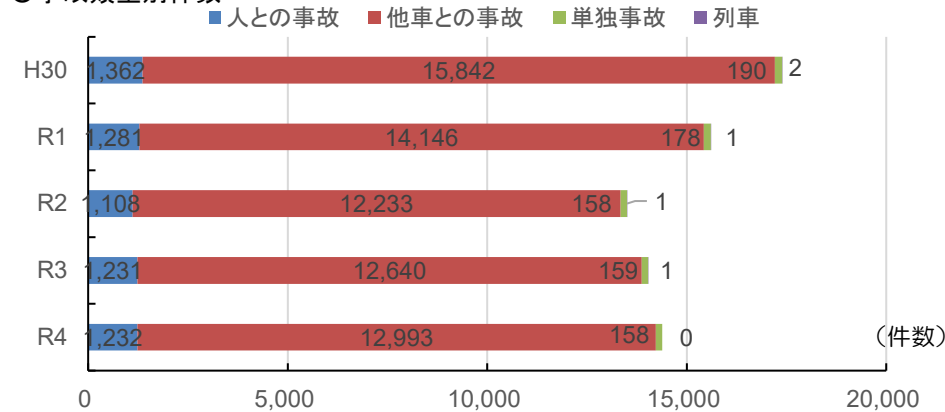
出典：(公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

業態別の特徴的な事故(トラック)

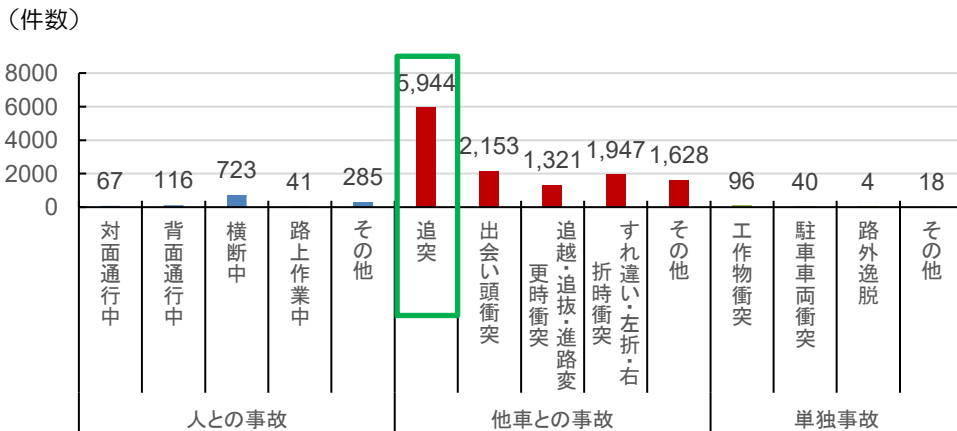
- トラックによる交通事故全体の件数は近年横ばい傾向を示しており、令和4年は14,383件であった。事故類型は、「追突事故」が全体の約4割にあたる5,944件発生しており、**最多**。
- 死亡事故の件数は減少傾向を示しており、令和4年は196件(過去最少)であった。事故類型は、「横断中の歩行者との事故」が全体の約2割強にあたる48件発生しており、**最多**。

トラックの事故類型

○事故類型別件数

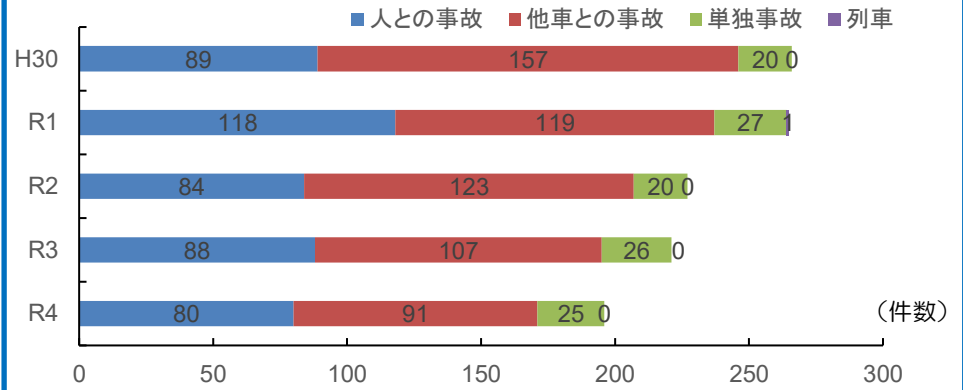


○令和4年事故類型別事故件数の内訳

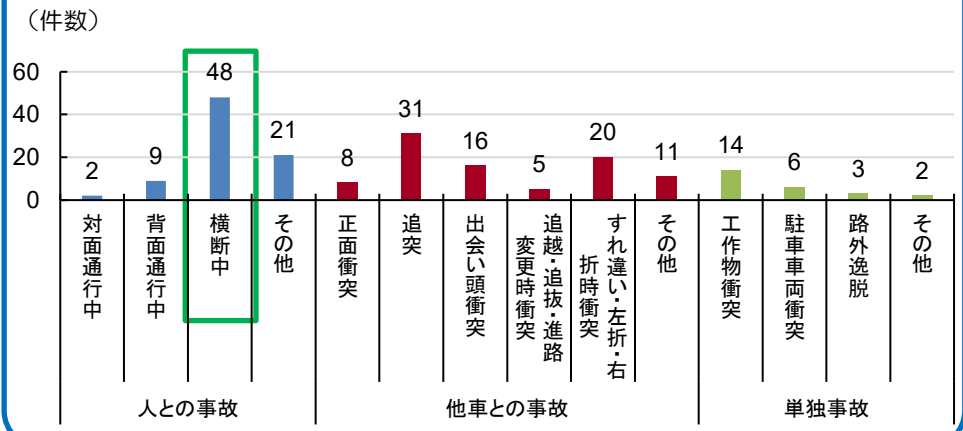


トラックの死亡事故類型

○事故類型別死亡事故件数



○令和4年事故類型別死亡事故件数の内訳

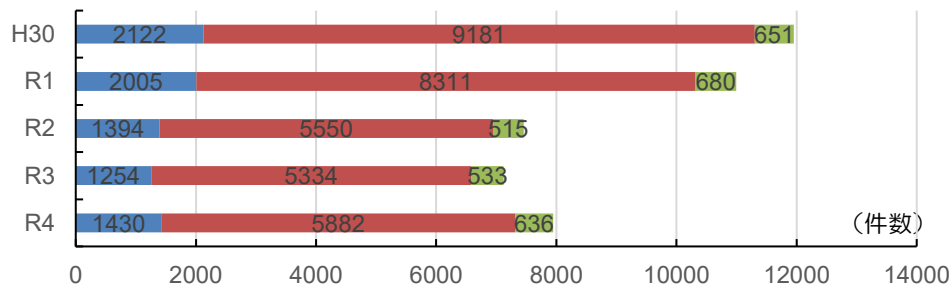


- 交通事故全体の件数は近年横ばい傾向を示しており、令和4年は7,948件であった。事故類型は、「出会い頭衝突事故」、「追突」、「右左折時等の衝突」が多い。
- 死亡事故の件数も近年横ばい傾向を示しており、令和4年は22件であった。事故類型は「路上横臥中」の人の接触が最も多い。

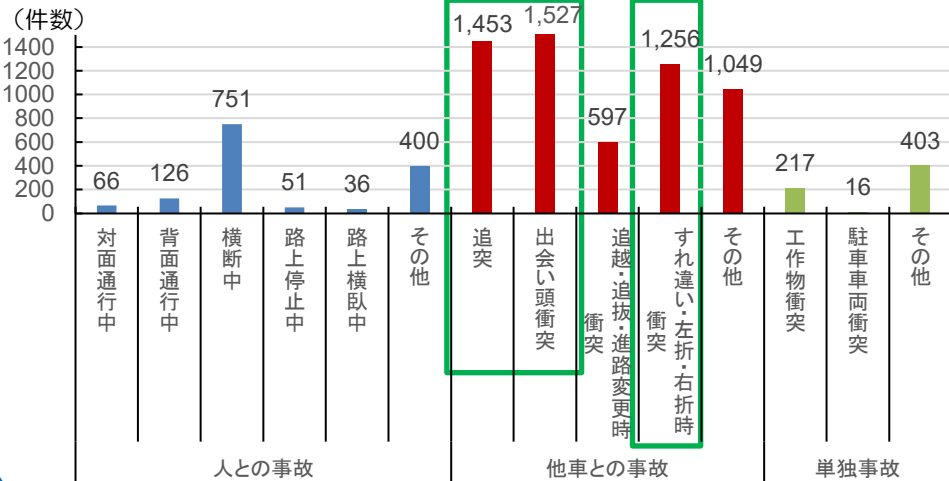
タクシーの事故類型

○事故類型別件数

■ 人との事故 ■ 他車との事故 ■ 単独事故



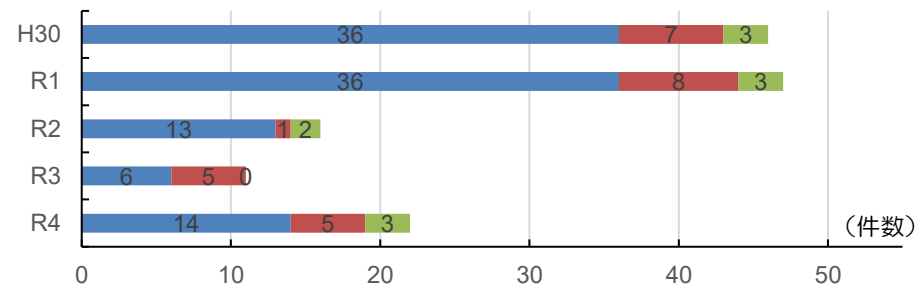
○令和4年事故類型別事故件数の内訳



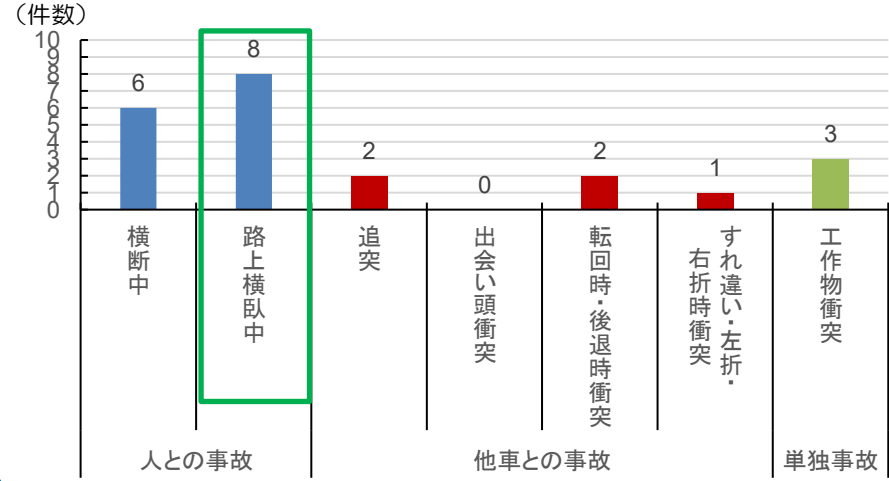
タクシーの死亡事故類型

○事故類型別死亡事故件数

■ 人との事故 ■ 他車との事故 ■ 単独事故



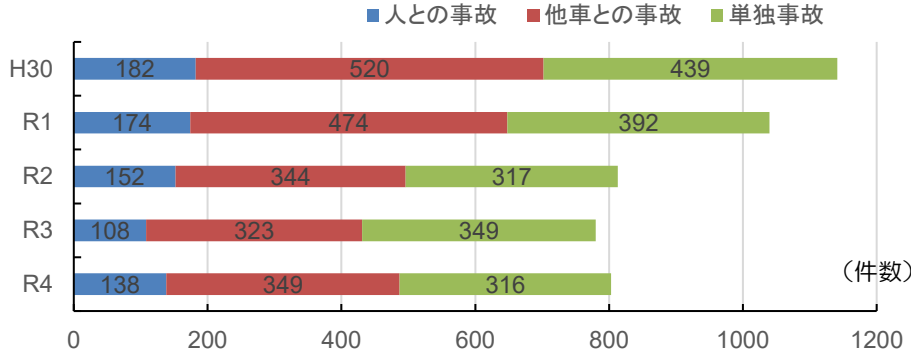
○令和4年事故類型別死亡事故件数の内訳



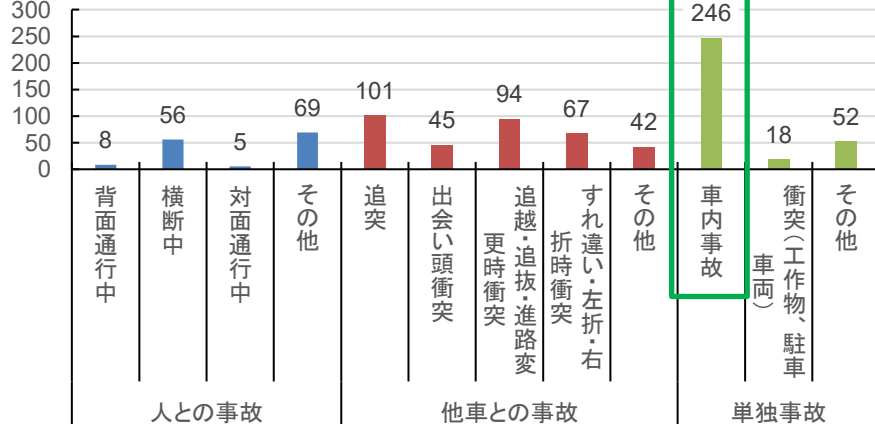
- 交通事故全体の件数は近年横ばい傾向を示しており、令和4年は**803件**であった。事故類型としては、「**車内事故**」が全体の約**3割にあたる246件**発生しており、**最多**。
- 死亡事故の件数は減少傾向を示しており、令和4年は**2件**であった。事故を類型化すると、「**横断中の歩行者との事故**」及び「**工作物との衝突**」であった。

乗合バスの事故類型

○事故類型別件数

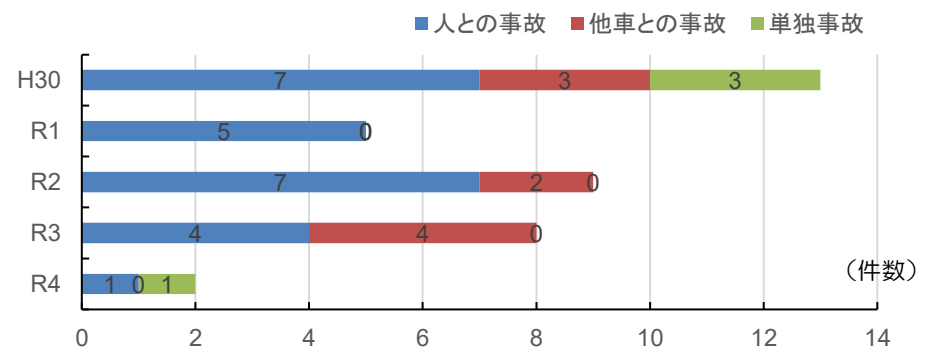


○令和4年事故類型別事故件数の内訳
(件数)

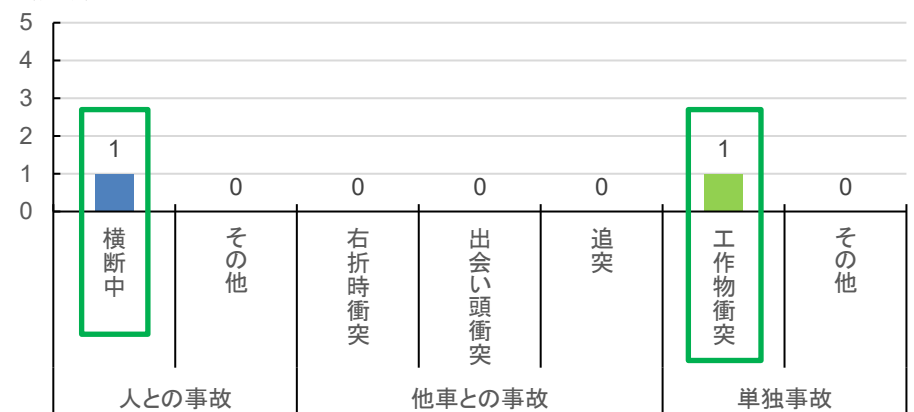


乗合バスの死亡事故類型

○事故類型別死亡事故件数



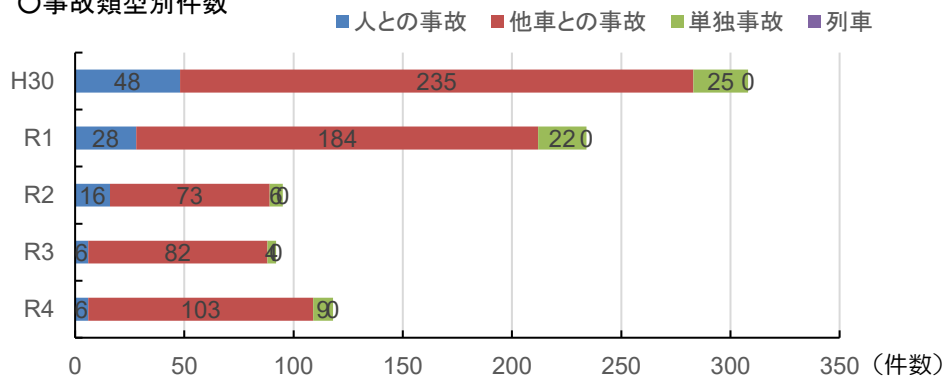
○令和4年事故類型別死亡事故件数の内訳
(件数)



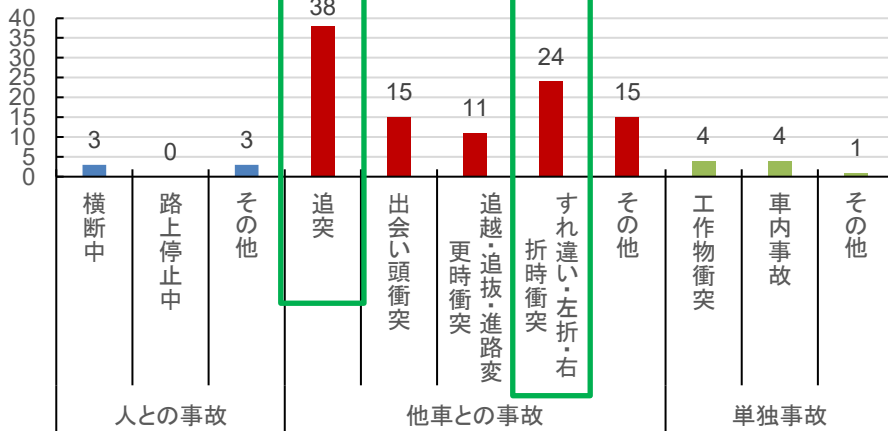
- 交通事故全体の件数は近年横ばい傾向を示しており、令和4年は118件であった。事故類型としては、「追突事故」の他、右左折時等の衝突事故が多い。
- 死亡事故の件数は近年1ケタ台で推移しており、令和4年は2件であり、出会い頭衝突と工作物衝突により発生したもの。

貸切バスの事故類型

○事故類型別件数

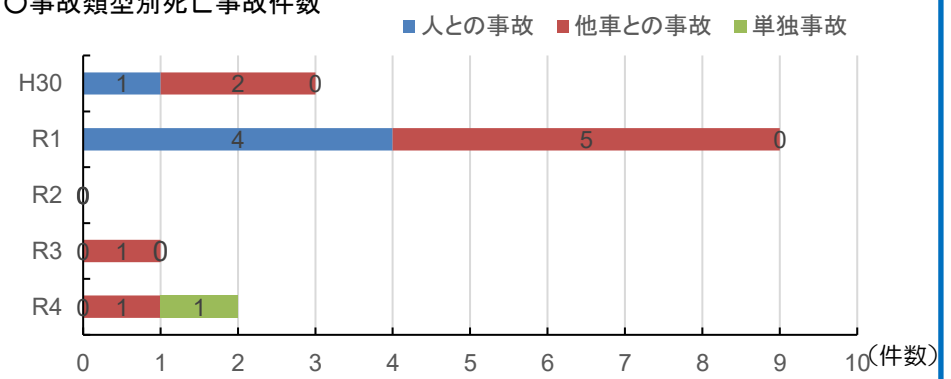


○令和4年事故類型別事故件数の内訳 (件数)



貸切バスの死亡事故類型

○事故類型別死亡事故件数



○令和4年事故類型別死亡事故件数の内訳

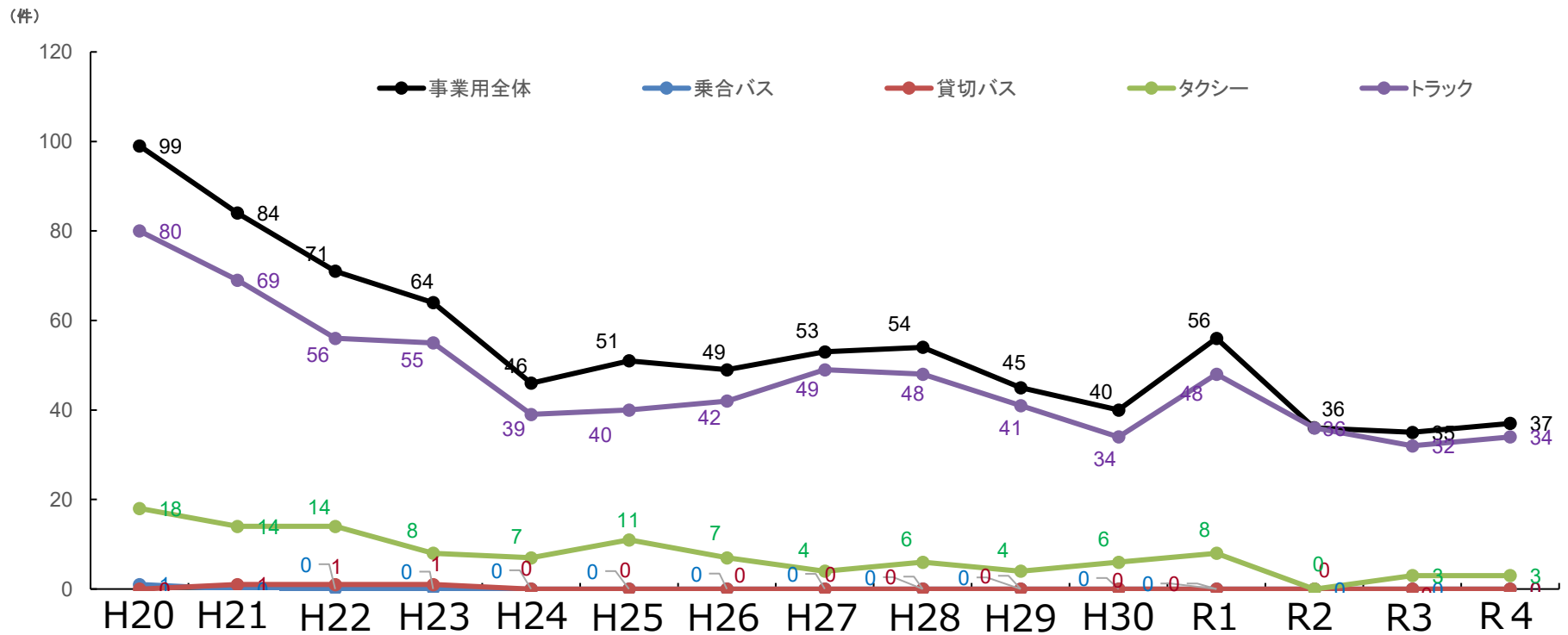
※令和4年の2件は、出会い頭衝突と、工作物衝突により発生したもの。

出典：(公財)交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
- 2. 事業用自動車の飲酒運転の状況について**
3. 事業用自動車総合安全プラン2025
4. 飲酒運転防止に対するこれまでの取組み
5. 飲酒運転防止に対するこれからの取組み
6. その他

- 事業用自動車による飲酒運転事故件数は、**平成24年以降横ばいの状況が続いている。**
- 飲酒運転の根絶に向け、引き続き**飲酒運転を未然に防止するためのルール作り等の取組が必要。**

飲酒運転による事業用自動車の交通事故
(事業用自動車が第一当となる人身事故)



出典：警察庁「交通統計」
(公財) 交通事故総合分析センター「事業用自動車の交通事故統計」

令和4年 飲酒運転事案（抜粋）

自動車事故報告規則により報告された事案

業態	発生日	時間	運転者	負傷者	概要	原因
貨物	R4.6	午前 11:43	50代 経験 30年	なし	トラックが運行途中のコンビニ駐車場で物損事故を起こし、事故処理に当たった警察官の調べで当該運転者が事故当時酒気帯び状態であったことが判明、現行犯逮捕された。 その後の調べで、当該トラックの運転者はその日の 運行途中、休憩地点の道の駅で飲酒し、運行を再開 後、当該事故を起こしていたことが判明した。	➤ 当該運転者の直近の健康診断では肝臓に異常があるとの所見が記録されていたが、これを生かせなかった。
貨物	R4.9	午後 1:00	50代 経験 1年6ヶ月	なし	トラックが運行途中でガードレールに衝突する物損事故を起こし、事故処理に当たった警察官の調べで当該運転者が事故当時酒気帯び状態であったことが判明、現行犯逮捕された。 その後の調べで、当該トラックの運転者はその日の 運行途中、コンビニで缶チューハイを数本購入して飲酒 し、当該事故を起こしていたことが判明した。	➤ 事故当日に 点呼を行わず に出庫していた。
貨物	R4.9	午後 9:50	60代 経験 28年 5ヶ月	なし	トラックが運行途中で、路肩停車中していたところ、後続の自動車に追突され、事故処理のため駆けつけた警察官により当該トラックの運転者が酒気帯びの状態であったことが判明した。 その後の調べで、当該トラックの運転者はその日の 運行途中、コンビニで缶チューハイを数本購入し、休憩地点のPAで飲酒 し、運行を再開後、当該事故が発生したことが判明した。	➤ 事故当日に 点呼を行わず に出庫していた。
貨物	R4.11	午前 2:52	50代 経験 6ヶ月	なし	ライブカメラで国道の駐車禁止地帯にトラックが駐車していることを確認した道路管理者が警察へ通報。通報を受けた警察が対応にあたったところ酒気帯びの疑いがあったため検査をしたところ基準値を越す値が検知された。 その後の調べで、当該トラックの運転者は 自宅から焼酎入りの水筒を持参しており、運行途中のPAで飲酒 し、1時間の仮眠の後、運行を再開、その後、休憩中に、当該事案が発生したことが判明した。	➤ 当該運転者の雇い入れ時の 健康診断を行っておらず 、運転者の健康状態の把握ができていなかった。
貨物	R4.12	午前 11:10	50代 経験 1ヶ月未満	なし	トラックが運行途中で右折の際、信号機に衝突する物損事故を起こし、事故処理に当たった警察官の調べで当該運転者が事故当時酒気帯び状態であったことが判明、現行犯逮捕された。（運転者とは連絡が取れないままのため詳細不明）	➤ 事故当日に 点呼を行わず に出庫していた。
貨物	R4.12	午後 8:30	50代 経験 6年10ヶ月	なし	トラックが運行途中でガードレールに衝突する物損事故を起こし、事故処理に当たった警察官の調べで当該運転者が事故当時酒気帯び状態であったことが判明、現行犯逮捕された。 その後の調べで、当該トラックの運転者はその日の 運行途中、スーパーでワンカップ日本酒と缶チューハイを購入して飲酒 し、当該事故を起こしていたことが判明した。	➤ 事故当日に 点呼を行わず に出庫していた。

事業用自動車による過去の飲酒運転事例の傾向

- 平成30年～令和2年に国交省に報告された飲酒運転事例※のうち、運行管理者による**点呼前に飲酒していたものの点呼が実施されなかった事例が約4割、点呼後に運転者が飲酒した事例が約5割**を占めている。
- 平成30年～令和2年の3年間の事例は以下の①～③に分類され、特に傾向の変化は見受けられない。各事例の発生防止対策を講じることを通じて、事業用自動車による飲酒運転の根絶を図っていく。

① 点呼前に飲酒していたものの点呼が実施されなかった事例

- **運行管理者がいない時間に運転者が出社**すること等により、自身で計測も行わず**点呼を受けないまま出庫**し、その後事故発生。
- **運行管理者が不在中に運転者が自身で計測後に点呼を受けないまま出庫**し、その後事故発生。
- **休憩期間を含む（宿泊を伴う等の）運行**において、**乗務前点呼が必要であったタイミングでも実施せず乗務を開始**し、事故発生。

等

② 点呼前に飲酒しており点呼が実施されたものの酒気帯び状態が見逃された事例

- 運転者が**アルコール検知器に自身の息が吹きかからないように吹き方を工夫**してアルコールチェックを逃れたものの、その後事故発生。
- **電話点呼の際に運転者が『異常なし』と虚偽の申告**を行い、アルコールチェックを逃れたものの、その後事故発生。

等

③ 点呼後に運転者が飲酒した事例

- 乗務中に**自宅に立ち寄り飲酒**した後に、事故発生。
- **車内に持ち込んだアルコール飲料**を客待ち時に飲み、ブレーキを緩めたことで車が発進し、事故発生。
- **アルコールインターロックが装備されていたものの、飲食店で休憩時の飲酒中もエンジンをかけたまま**にしておき、駐車場から出る際に事故発生。
- 日中、**乗務中の休憩時にコンビニに立ち寄り**アルコール飲料を購入し、その場で**飲んだ後そのまま走行を再開**し、事故発生。
- 食事と一緒にアルコール飲料を購入し、**車内での食事の際に飲んだ後に仮眠をとり、その後走行を再開**し、事故発生。
- **荷下ろし後の帰庫途中にコンビニに立ち寄り**アルコール飲料を購入し、その場で**飲んだ後そのまま走行を再開**し、事故発生。

等

～大型トラック・バンセミトレーラーの衝突事故(大阪市平野区)～

事故の概要

平成29年11月22日0時41分頃、大阪市平野区の阪神高速14号松原線の下り線において、大型トラック・バンセミトレーラーがアルミ鋼材約16,000kgを積載して走行中、第1通行帯から第2通行帯へ車線変更した際、第2通行帯を走行していたタクシーに衝突し、さらにタクシーを中央分離帯との間に挟みながら走行を続け、タクシーは中央分離帯の街灯に衝突して停止した。この事故により、**タクシーの乗客1名が死亡**し、乗客1名と運転者が重傷を負った。なお、事故時、大型トラック・バンセミトレーラーの運転者は、**基準値を超えるアルコールを身体に保有**していた



原因(抜粋)

- ・事故前に乗船していた**フェリー内で焼酎を飲み**、フェリーを下船する際には**点呼を受けることもアルコール検知器で検査することもせず**運転を開始。このため事故時には**著しく注意力、判断力が低下**。(この会社ではフェリーでの飲酒が常態化していた)
- ・社内教育の中では飲酒運転防止について指導していたが、**飲酒運転の抑制に関する運行管理が形骸化**していた。



再発防止策(抜粋)

- ・電話点呼時に**アルコール検知器を用いて適切に実施**
- ・**リアルタイム送信できる検知器の導入を進める事** 等

～大型トラックの衝突事故(滋賀県高島市)～

事故の概要

令和元年10月27日午後6時48分頃 大型トラックが、片側1車線の緩やかな左カーブを走行中、道路左側の縁石や街路樹等に接触した後、対向車線に進入し、当該車線を走行してきた乗用車と正面衝突。この事故により、**乗用車の運転者が死亡**し、同乗者が重傷を負った。

原因

- ・途中の**コンビニで缶酎ハイを購入し飲酒**。**強い眠気**を催すも運転を継続。
- ・**点呼の大部分未実施**、宿泊を伴う運行に**アルコール検知器を持たせない**など、**極めて不適切な運行管理体制**。
- ・当該運転者を雇用する際、**健康状態の把握や指導・教育が不十分**。
- ・**飲酒運転に対する甘い企業体質**が、当該運転者のモラルの低下を助長。



相手乗用車 当該大型トラック

再発防止策

- ・会社全体で飲酒運転根絶意識を向上させ、**飲酒運転を許さない強固な企業風土を構築**。
- ・運転者を雇用する際は、健康診断や運転記録証明書等により**健康状態や酒気帯び運転等の交通違反歴を確実に把握**し、慎重に検討。
- ・雇用後においては、**運転者の飲酒傾向、酒気帯び運転等の交通違反歴を継続的に把握**、また、アルコールが運転に及ぼす影響や危険性について、継続的に指導。問題がある運転者に対しては、直ちに乗務を停止するとともに、**専門医によるカウンセリング**や**治療**を受けさせる。
- ・アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認を徹底し、**点呼を確実に実施**。

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
2. 事業用自動車の飲酒運転の状況について
- 3. 事業用自動車総合安全プラン2025**
4. 飲酒運転防止に対するこれまでの取組み
5. 飲酒運転防止に対するこれからの取組み
6. その他

- 事故の**発生状況**やその**背景・傾向**を調査・分析するとともに、**社会情勢の変化**や**技術の進展**を踏まえながら、有識者の議論を踏まえた事故防止対策である『**事業用自動車総合安全プラン**』を策定。
- **定期的に取り組み状況**やその**効果をフォローアップ**し、有識者から評価・助言をいただきつつ取組を改善。

事業用自動車総合安全プラン2009（平成21年度～平成30年度）

【目標】

- ・10年間で死者数半減（平成30年までに**250人**以下）
- ・10年間で人身事故件数半減（平成30年までに**3万件**以下）
- ・**飲酒運転ゼロ**

【重点施策】

- ・安全体質の確立 ・コンプライアンスの徹底 ・**飲酒運転の根絶**
- ・IT・新技術の活用 ・道路交通環境の改善

軽井沢スキーバス事故の発生、人口減少や高齢化の進展、自動車の**先進安全技術の普及** 等

事業用自動車総合安全プラン2020（平成29年度～令和2年度）

【目標】

- ・平成32年(令和2年)までに死者数**235人**以下
- ・平成32年(令和2年)までに人身事故件数**23,100件**以下
- ・**飲酒運転ゼロ**

【重点施策】

- ・関係者(行政、事業者、利用者)連携強化による安全トライアングルの構築
- ・**飲酒運転の根絶** ・自動運転、ICTの開発・利用・普及の促進
- ・高齢者事故の防止対策 ・道路交通環境の改善
- ・事故分析に基づく特徴的な事故等への対応

新型コロナウイルス感染症、**災害の激甚化・頻発化**、先進技術の開発・普及、**健康起因事故**等の依然とした発生 等

事業用自動車総合安全プラン2025（令和3年度～令和7年度）

【目標】 ※1～3番目までは令和7年までの達成目標

- ・24時間死者数**225人**以下、バスタクシーの乗客死者数**ゼロ**
- ・重傷者数**2,120人**以下
- ・人身事故件数**16,500件**以下
- ・**飲酒運転ゼロ**

【重点施策】

- ・「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現
- ・**飲酒運転等悪質な法令違反の根絶** ・道路交通環境の改善
- ・新技術の開発・普及促進 ・超高齢社会における事故防止対策
- ・事故分析に基づく対策立案と関係者の連携による安全体質の強化

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の『安全トライアングル』により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

ポイント

- 依然として発生する**飲酒運転、健康起因事故**等への対策、**先進技術の開発・普及**を踏まえた対策、**超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化**を踏まえた事故防止対策
- 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、**新たな日常**への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- **重傷者数に対する削減目標**とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、**各業態の特徴的な事故に対する削減目標**を設定

【重点施策】

1. 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加への対応
- ・激甚化・頻発化する災害への対応 等

2. 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

- ・飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応
- ・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等

3. ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・ICTを活用した高度な運行管理の実現
- ・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等

4. 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

- ・依然として多発する乗合バスの車内事故への対応
- ・高齢運転者事故への対応 等

5. 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

- ・各業態の特徴的な事故への対応
- ・健康に起因する事故の増加への対応 等

6. 道路交通環境の改善

- ・高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

【事故削減目標】

<全体目標>

- ① 24時間**死者数225人以下**、バス、タクシーの**乗客死者数ゼロ**
- ② **重傷者数2,120人以下**
- ③ **人身事故件数16,500件以下**
- ④ **飲酒運転ゼロ**

<各業態の個別目標>

- 【乗合バス】 **車内事故件数85件以下**
- 【貸切バス】 **乗客負傷事故件数20件以下**
- 【タクシー】 **出会い頭衝突事故件数950件以下**
- 【トラック】 **追突事故件数3,350件以下**

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
2. 事業用自動車の飲酒運転の状況について
3. 事業用自動車総合安全プラン2025
- 4. 飲酒運転防止に対するこれまでの取組み**
5. 飲酒運転防止に対するこれからの取組み
6. その他

法令上の義務

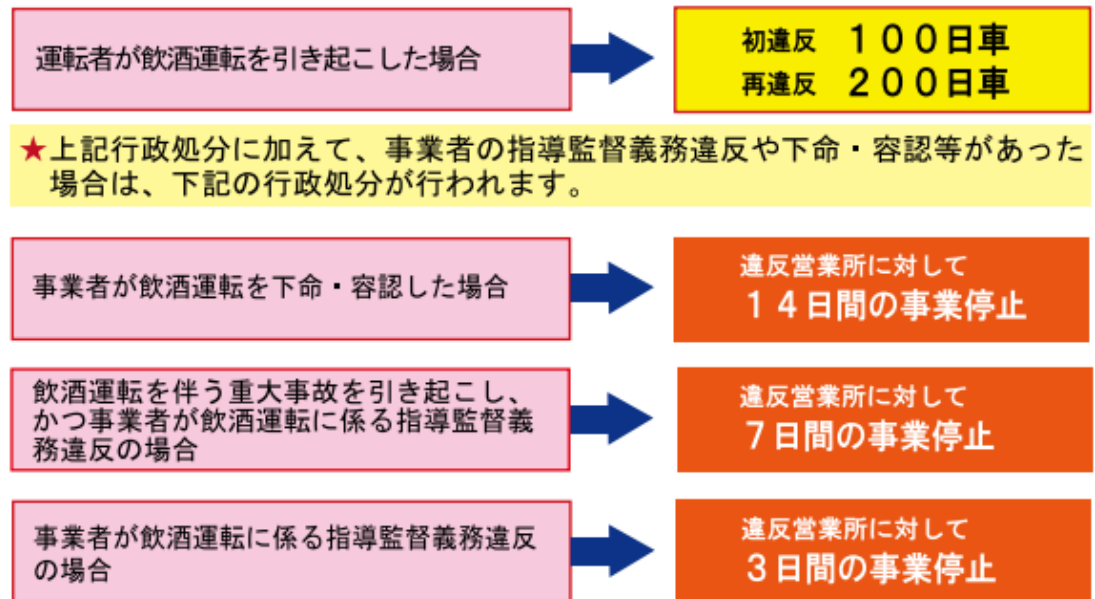
- 酒気を帯びての運転や車両提供等の禁止（道路交通法第65条）
- 点呼時における酒気帯びの報告と確認の実施
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条、旅客自動車運送事業運輸規則第24条）
- 酒気を帯びた状態にある乗務員等の乗務の禁止
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項、旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項）

運転者に対する処分（抜粋） （道路交通法体系）

罰則	酒酔い運転	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
	酒気帯び運転	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

違反点数	酒酔い運転	35点
	酒気帯び運転	
	0.25mg以上	25点
	0.15mg以上0.25mg未満	13点

事業者に対する処分 （貨物自動車運送事業法/道路運送法体系）



自動車運送事業における飲酒運転対策【これまでの取組①】

- 事業者による優良取組事例を**運送業界内に横展開**することで、他事業者でも**取組を実施する際の参考**とされるよう、点呼時に酒気帯びの反応があった運転者に対する**指導内容**やその他**独自の取組**、取組を実施する際の**工夫点・留意点**等について調査。

事例① 専門医受診等による依存症の確認

点呼時にアルコールの反応が見られた運転者に対し、所属長が面談した上で、あらかじめ会社側で**指定した病院において専門医**を受診させる。

医師によるヒアリングや採血の後、14日間の禁酒が指示される。14日後の再度の採血で指示を守れなかったことが確認された場合は、アルコール依存症の治療を受ける。



【工夫点・留意点】

- インターネット等で発見したアルコールの『**依存症専門医療機関**』『**依存症治療拠点機関**』から治療実績等により病院を選定。
- 事前に病院側に取組の趣旨を説明。

事例② 独自マニュアルの作成・活用

関係省庁や業界団体のホームページ等の**情報を参考**に、アルコールの**分解に要する時間**等の飲酒にあたっての留意点や**事故事例**、関係法令、飲酒運転が**会社や同僚に及ぼす影響**をまとめている。

【工夫点・留意点】

- イラストや表を活用することで、文字量を削減しつつ、わかりやすさを追求。
- 10分程度の地元役者が方言で演じるDVDを作成し、伝わりやすさを追求。
- 討議やクイズ等、運転者自身が考える形式で指導。



事例③ 家族への協力文書の発出

毎月の給与明細に**同封する「社長通信」**を従業員の**家族に読んでもらう**ことを通じて、家族に会社の考え方や方針を発信し、協力してもらう。

入社時に、**飲酒運転**に関する内容が記載された**誓約書に、家族（配偶者等）から署名**してもらう。



【工夫点・留意点】

- 署名を求めるだけでなく、処分内容や給料等への影響を記載した書面を発出。

事例④ テキストやビデオを活用した安全教育

業界団体が制作した**研修テキスト**、**セミナーで入手したテキスト**、『**政府インターネットテレビ**』の映像等の関係省庁のホームページ、**動画共有サイト**の映像、DVD等の**既存資料を活用**。

【工夫点・留意点】

- 実際の事例を交えながら、自社のケースに置き換えて指導。
- 文字ばかりにならないよう、教材を選択。
- 機器を用いて酔っている状態を体験することで、飲酒運転の危険性を再認識。



※ これらの他、定期的なヒアリングにより運転者を分類し点呼時に個別に声がけを行う例や社内レクリエーションを通じて個人の飲酒習慣や量を把握する例があった。

【記載を拡充するポイントと狙い】

■ アルコール依存症に関する基礎知識

- ・ アルコール依存症の症状等をイラスト付きで細かく解説し、理解促進。
- ・ スクリーニングテストの内容を掲載し、自己判定を可能に。

■ 飲酒傾向の強い者に対する対応方法の例

- ・ 周囲の適切なサポートが必要な旨を明記し、具体的内容の例を記載。
- ・ 専門機関の相談窓口がある旨を事業者へ情報提供。

■ 治療法等の医学的知見

- ・ アルコール依存症の治療方法を情報提供し、治療法が存在するという事実を共有することで、飲酒についての意識変革を促進。

■ 事業者独自の取組事例

- ・ 他事業者での取組の参考となるよう、調査した事業者独自の取組事例の詳細を情報提供し、業界全体の自主的な取組を促進。



【各業態の指導・監督マニュアルにそれぞれ追記】

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html#press20120410>


- 飲酒運転防止に係る法令上の遵守事項や飲酒運転事例等について、平易な表現やイラスト等を用いたリーフレットの作成・配布を通じ、**飲酒運転防止に対する意識の向上**を図るとともに、**事業者、運行管理者及び運転者が協力して取り組むことを促す。**

適切な点呼で 飲酒運転ゼロ!!

点呼は、自動車運送事業の安全性確保の根幹に関わります。
飲酒運転など悪質な違反の根絶には、正しい理解と適切な実施が重要です!

例えば、2泊3日の運行での点呼のタイミングは…

1日目	2日目	3日目
乗務前 乗務後	乗務前 中間 乗務後	乗務前 乗務後
乗務前点呼	中間点呼(トラックのみ)	乗務後点呼
乗務しようとする運転者に 対面 で実施します。 やむを得ない場合は電話等 で実施できます。	乗務前点呼、乗務後点呼が いずれも対面 で行えない場合に電話等で実施します。	乗務を終了した運転者に 対面 で実施します。 やむを得ない場合は電話等 で実施できます。

※ 距離において100kmを超える運行を行う貨物「又は乗務する乗客車」に対しては、「乗務中」のみの対応です。

「やむを得ない場合」に該当する例

遠隔地で乗務が開始・終了するため点呼が営業所で対面を実施できない場合

参考ホームページ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzan/v03safety/construction.html>

「やむを得ない場合」に該当しない例

車庫と営業所が離れている場合/早朝・深夜等で点呼執行者が出勤していない場合

参考ホームページ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzan/v03safety/personnelmanagement.html>

1つの運行でも複数の乗務前点呼・乗務後点呼が発生することに注意!

飲酒運転事例

仮眠前の環道で飲むケース

寝れば酒が抜けるだろう…

食事休憩で飲むケース

食後に少し休憩すれば大丈夫だろう

荷下り後、帰社前に飲むケース

あとは帰るだけだから大丈夫だろう

プロとしての自覚ある行動を!

飲酒運転防止のためには…

事業者、運行管理者、運転者が力を合わせて全体で取り組むことが重要です。

運行管理者

安全運転の盾の要として、点呼等を通じて日々の確認をしっかりと実施します!

運転者

プロドライバーとしての誇りと自覚を持ち、荷物やお客様を降した後も、乗務後点呼を受けるまで飲酒しません!

事業者

法令遵守を徹底し、社内の意識向上に努めます!

アルコール依存症は、周囲の理解と適切なサポートが必要と言われています。専門機関へ相談することのメリットとして、公的機関によるプログラムの実施、同じような悩みを持つ方との情報共有や専門機関による治療が考えられます。

アルコールが体内から抜ける時間

アルコールが体内で分解処理する時間の目安として、「1単位で約4時間」という考え方があり、アルコール20gを含む酒類が「1単位」とされています。個人差はありますが、乗務前日は酒量は控えましょう。

アルコールの1単位	
	ビール 500ml アルコール度 5%
	日本酒 180ml アルコール度 15%
	ウィスキー 60ml アルコール度 43%
	ワイン 200ml アルコール度 12%
	チューハイ 350ml アルコール度 7%
	焼酎 100ml アルコール度 25%

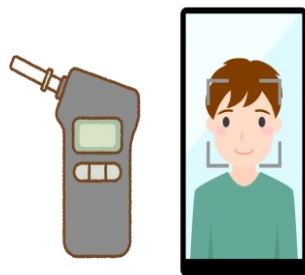
自動車運送事業における飲酒運転対策【これまでの取組④】

<貸切バス対象>

- 重大事故を起こした事業者の大半は、点呼の未実施など運行管理が不十分。
- バス事業者において、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理の実施を図るため、「デジタコ装着の義務化」、「アルコール検知時の画像記録保存の義務化」、「点呼記録の動画保存の義務化」等を令和6年4月以降、順次実施する。

	運行記録計	アルコール検知	点呼記録
現状	アナタコ or デジタコ	呼気中のアルコールを検知	紙や電磁的方法で 1年間保存
制度改正後 (令和6年4月※)	デジタコのみ	呼気中のアルコールを検知 + 使用時の画像記録	電磁的方法で3年間保存 + 動画(音声含む)で 点呼の様子を撮影の上、 90日間保存

※ 一部の施行は令和7年4月



監査や巡回指導※において、
確実に点呼が行われているか確認

※ 巡回指導員の資質を向上させるため、
監査担当職員等が指導員に対する研修を実施

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
2. 事業用自動車の飲酒運転の状況について
3. 事業用自動車総合安全プラン2025
4. 飲酒運転防止に対するこれまでの取組み
- 5. 飲酒運転防止に対するこれからの取組み**
6. その他

【今後の取組方針】

飲酒運転撲滅を目指し、アルコール依存症が疑われる運転者に対し、事業者がより実効性のある対応を取ることができるよう、「人」に着目した対策強化の検討を進める。

<飲酒運転防止ワーキング>

事業用自動車における飲酒運転防止マニュアル(仮)の作成

- アルコール依存症の疑いを早期に発見可能なスクリーニング検査手法等の調査を踏まえ、ワーキンググループの中でスクリーニング検査の効果的な運用方法を検討し、事業者自らがアルコール依存症の疑いのある運転者を発見し、適切な対応が実施できるよう事業用自動車における飲酒運転防止マニュアル(仮)の作成を行う。

現在作成中

自動車運送事業者を対象とした飲酒運転防止セミナーの開催

- 飲酒運転撲滅に向け、ワーキンググループの中でテーマを決定したうえで、飲酒運転防止に特化したセミナーを開催する。

本日 第1回目を開催

1. 事業用自動車による交通事故の発生状況
2. 事業用自動車の運種運転の状況について
3. 事業用自動車総合安全プラン2025
4. 飲酒運転防止に対するこれまでの取組み
5. 飲酒運転防止に対するこれからの取組み
- 6. その他**

- 国土交通省で収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものを情報提供することで、事故防止の取組への活用を目的に、平成21年6月からメールマガジンの配信を開始し、**毎週金曜日に定期配信**。（令和5年10月13日に第729号を配信）
- **購読者数は**運送事業者や運行管理者等をはじめとして**2万人を突破**。

メールマガジンの登録方法

メールマガジン「事業用自動車安全通信」は、各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として毎週金曜日に配信しています。国土交通省HPから配信登録をお願いします。

- ① 国土交通省HPから「自動車」を選択します。



- ② 自動車のページで「安全・エコな車で走ろう!」を選択します。



- ③ 「自動車総合安全情報はこちら」を選択します。

◆自動車総合安全情報はこちら

- ④ 「事業用自動車安全通信」を選択し、配信登録をお願いします。

メールマガジン「事業用自動車安全通信」

※ 携帯電話、スマートフォンからの登録はこちら



◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第729号(R5.10.13)◆◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目次=

1.重大事故等情報

- (1) 中型トラックが関係する衝突事故

2.トピック

- (1) 貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正を行いました。（※新着情報）
- (2) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！（配信日：R5.10.6）
- (3) 事業用自動車事故調査報告書を公表しました。（配信日：R5.9.29）
- (4) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～（配信日：R5.8.18）

ご清聴ありがとうございました。